

POLICE 情報

- ◆ 自治体広報紙等活用版 … P. 1
- ◆ ひょうご防犯ネット+（プラス）の利用者拡大 … P. 3
- ◆ 若年層の性暴力被害予防対策の推進 … P. 4
- ◆ 春の行楽期における山岳遭難の防止 … P. 8
- ◆ 春の全国交通安全運動 … P. 11
- ◆ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に伴う
警察活動への県民の理解と協力の確保 … P. 24

令和7年
4月号



こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第1土曜日
午前8時30分～(15分間)
4月の放送は4月5日(土)

パトロールニュース

ラジオ関西

558 KHzで放送中！
毎週月曜日
午後0時15分ごろ～(約2分間)

ラジオ関西
毎週月曜日
(月曜日が祝日のときは休み)
午後0時15分ごろから

ひょうご防犯ネット+(プラス)

アプリになってリニューアル!

従来の「ひょうご防犯ネット」でのお知らせはもちろん、防犯ブザー・性犯罪対策機能など安全・安心をアプリで！

【コチラからインストール】

<https://app.police.hyogo.dsvc.jp/html/install/index.html?type=hb2>

兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど役立つ情報を配信中
【兵庫県警察】で検索！

Hyogo Prefectural Police
兵庫県警察

兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→ぜひ登録してください！

兵庫県警察
Facebook

兵庫県警察
X(旧Twitter)

兵庫県警察
Youtube

兵庫県警察
Instagram



自治体広報紙等活用版



【ひょうご防犯ネットがアプリになってリニューアル！】

「ひょうご防犯ネット」が、兵庫県警察安全安心アプリ「ひょうご防犯ネット+（プラス）」になりました。

防犯情報等のお知らせのほか、防犯ブザー・性犯罪対策機能などを搭載し、さらに便利になりました。

ダウンロードはこちらから

<https://app.police.hyogo.dsvc.jp/html/install/index.html?type=hb2>



兵庫県警察
「ひょうご防犯ネット+（プラス）」

【X（旧ツイッター）「兵庫県警察安全安心情報」のフォローをお願いします！】

X（旧ツイッター）では、

- 事件や防犯等に関する情報
- 各種キャンペーンなどの情報

を投稿しています。

ぜひフォローをお願いします！



兵庫県警察
「X（兵庫県警察安全安心情報）」

【若年層の性暴力被害予防対策の推進】

女性がアダルトビデオに出演させられる問題や、高校生が「JKビジネス」等と呼ばれる営業に足を踏み入れ、性的な被害に遭う問題など若い女性に対する性的な暴力が深刻な社会問題となっています。

AV出演強要や「JKビジネス」に関する被害、各種トラブルで悩んでいる方は、全国に設置している警察相談専用窓口や最寄りの警察署に相談してください。

【春の行楽期における山岳遭難の防止】

登山届は、遭難した場合に捜索・救助の手掛かりとなる重要なものです。

入山地を管轄する警察署や所属する山岳会等に提出しましょう。

オンライン登山届受理システム「コンパス」を活用すれば、インターネット上で簡単に登山届が提出できます。

「登山のコンパス」で検索を。

【春の全国交通安全運動】

運動期間 令和7年4月6日(日)から4月15日(火)

- 「交通安全意識を高める日」 4月 6日(日)
- 「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(木)
- 「横断歩道おもいやりの日」 4月11日(金)
- 「高齢者交通安全の日」 4月15日(火)
- 「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」
4月15日(火)

【2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に伴う警察活動への県民の理解と協力の確保】

4月13日(日)から10月13日(月)までの184日間、大阪「夢洲」(ゆめしま)において「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」が開催されます。

開催期間中は、公共交通機関などの警備を強化しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

不審者や不審物を発見した場合は、警察への通報をお願いします。

ひょうご防犯ネット+（プラス）をダウンロード！
～ひょうご防犯ネット+（プラス）で危険を察知！～

メールの「ひょうご防犯ネット」が、アプリになってリニューアルしました！

主な機能

- お知らせ（情報をプッシュ通知で配信）
- パトロール（重点エリアをパトロール）
- 防犯ブザー
- 防犯情報だけでなく、交通情報も配信
- ココ通知（あらかじめ登録した人に現在地を通知）

など、ほかにも便利な機能がたくさん！

今すぐダウンロードを！

ダウンロードはコチラから



兵庫県警察
「ひょうご防犯ネット+（プラス）」

<https://app.police.hyogo.dsvc.jp/html/install/index.html?type=hb2>

アプリがダウンロードできない方はコチラ

今までどおり、メールで情報をお届けします！

ご希望に沿って、情報の種別や地域を選択することができます。



兵庫県警察
「ひょうご防犯ネット」
メールアドレス

support@police.pref.hyogo.lg.jp
に空メールを送信

※ 空メール送信後、返信がない場合は、件名欄に任意の文字（ひらがな1文字でも可）を入力して、再度メールを送信してください。

※ メールを受信拒否設定をされている方は、hbnet@police.pref.hyogo.lg.jpからのメールが受信できるように設定をお願いします。

《生活安全企画課》

若年層の性暴力被害予防対策の推進 ～若者の性暴力被害を社会でガード！～

近年、女性が自分の意思に反してアダルトビデオに出演させられる問題や、高校生等が「JKビジネス」等と呼ばれる営業に興味本位で足を踏み入れ、性的な被害に遭う問題など、全国的に若者に対する性的な暴力が深刻な社会問題となっています。

特に春は、進学や就職など若者の生活環境が大きく変わる時期です。

街角では、モデルや芸能人等への勧誘・募集を装う偽芸能スカウトが、SNS上では、撮影会やモデルの募集を装った悪徳芸能事務所が、新生活をスタートさせたばかりの若者を狙っています。

そこで、これまで警察に相談があった事例などを紹介しますので、家族で情報を共有していただき、被害に遭わないように注意をお願いします。

アダルトビデオ出演被害問題とは

モデルやアイドル等の勧誘等を受けた女性が、だまされたり、脅されたりするなどしてアダルトビデオに出演させられる事案や、契約後にアダルトビデオだと分かり出演を拒否すると、多額の違約金を請求されてしまい、出演を強要される事案などが問題となっています。

また、最近では、インターネット上の動画配信サービス等の普及により、個人でも気軽に動画を配信したり、販売したりすることが可能になり、個人間の撮影による被害なども発生しています。

内閣府が実施した令和5年2月の調査の結果、モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影に応じるよう求められるといった問題について知っている人は、約4人に1人で認知度が低い状況にあります。

また、モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、聞いていない・同意していない性的な行為等を求められ、望まないまま行為をした人は、約23人に1人となっています。

AV出演被害防止・救済法について

アダルトビデオの出演被害問題を受けて、令和4年6月、いわゆるAV出演被害防止・救済法が成立しました。

この法律によって、性行為映像制作物（AV）の出演を契約してしまった後でも無条件で契約をなかったことにしたり、撮影された映像の公表を止めたりすることができるようになりました。

警察への相談事例

○ スカウトをきっかけとした相談

街中で「モデルになりませんか」と勧誘され、ついて行くと財布等を取り上げられ、男数人にアダルトビデオに出演するよう強要され、出演してしまった。

○ インターネット上のモデル応募をきっかけとした相談

ファッションモデルの撮影だと思い、インターネットで応募した結果、実際はアダルトビデオの撮影であり、断ることができず撮影された動画が無修正で配信された。

○ 違約金等の請求に関する相談

スカウトから芸能会社とタレント契約をし、グラビアの撮影と思って現場に行くと、アダルトビデオの撮影だったので拒否したが「損害を弁済してもらおう」等と脅され、出演させられた。

被害に遭わないために

被害に遭わないために、

- スカウトから勧誘を受けた際は、名刺をもらい、名前・事務所を確認する。
- その場ですぐに決めず、一度家に持ち帰って考える。
- SNS等の個人情報は絶対に教えない。
- 内容がよく分からない書類には、その場でサインをしない。

などしてください。

また、アダルトビデオ出演被害問題では、女性が出演を断ると多数のプロダクション関係者に取り囲まれて、「契約違反となる」「違約金を払え」等と脅されることで女性が萎縮し、結果として被害に遭ってしまう場合があります。

被害に遭わないために、民事における契約の一般論として、

- 本人が承諾していなければ、その内容については契約として成立していない。
- 契約としては成立したとしても、錯誤に基づくものであれば、その契約は無効で守る必要はない。
- 詐欺・脅迫に基づくものや、女性が成年年齢に達していない場合（18歳未満）は、契約を取り消すことができる。

ということ覚えておきましょう。



「JKビジネス」問題とは

主に大都市の繁華街を中心に、高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られており、これらは「JKビジネス」等と呼ばれています。

「問題のないアルバイト」「手軽にお金を稼げるアルバイト」を装った募集広告により、高校生等が、客と会話等をするだけだと思って「JKビジネス」等で安易に働き、客から性的な被害やつきまとい等の被害のほか、インターネット上に個人情報を書き込まれるなどのトラブルが発生しており、深刻な問題となっています。

警察への相談事例

○ 「リフレ」と呼ばれる店での被害

制服やパジャマ姿になって客の身体をマッサージしたり、添い寝をしたりする「リフレ」と呼ばれる店で働いていた女子高校生が、客の求めに応じて身体を接触させるなどのサービスを行わされた。

○ 「コミュ」と呼ばれる店での被害

客と会話やゲーム等をする「コミュ」と呼ばれる店で働いていた女子高校生が、店内の個室で性的な被害に遭った。

○ その他の相談

店を辞めたいのに辞めさせてもらえない。

客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。

客に何度もつきまとわれた。



被害に遭わないために

《子どもたちへ》

○ 「JKビジネス」の危険性を認識しよう

性被害に遭ったり、警察に捕まってからでは取り返しがつきません。

「簡単にお金を稼ぎたい」「友達もやっているし大丈夫」などと安易に考えず、その仕事の危険性や自分の将来についてしっかりと考えましょう。

断り切れない誘い、強引な誘い等に困ったときは、勇気を持って、家族や学校、警察など周囲の信頼できる大人に相談しましょう。

《保護者の方へ》

○ 家庭内でのコミュニケーションが大切

摘発された「JKビジネス」等の店舗で働いていた高校生等を対象に行われた調査では、「JKビジネス等で働いていることを学校や保護者のほとんどが認知していない」という結果が明らかとなっています。

○ 子どもたちを被害から守るために

- ・ 子どものアルバイト先の内容におかしな点はないか
 - ・ 小遣い等の額にそぐわない高価な物を持っていないか
- などについて、しっかりと把握していただき、日頃から子どもたちとのコミュニケーションを図ることが大切です。

青少年愛護条例

兵庫県では、青少年を「JKビジネス」等の被害から守るため、青少年愛護条例において、青少年の性を売り物とする「JKビジネス」等に繋がるおそれのある営業を「有害役務営業」と定義しており、対象となる店舗の営業者に対して、

- 青少年を店舗で働かせたり、働くよう勧誘したりする行為の禁止
- 青少年を客として立ち入らせたり、客となるように勧誘したりする行為の禁止
- 店舗には従業員名簿の備付けや、青少年立入禁止の掲示等を義務づけ

等の禁止行為や義務規定による規制が行われています。

県警では、各種法令の適用による厳正な取締りや稼働する高校生等の補導活動等を通じて、少年の健全育成を推進しています。

被害に遭われた方へ

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」等に関する被害、各種トラブルで悩んでいる方は、全国に設置している警察相談専用電話「#9110」やお近くの警察署・交番等に相談してください。

また、非行等の少年問題に関する相談は、少年相談電話「ヤングトーク」や少年サポートセンターでも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

○ 少年相談室「ヤングトーク」

無料ダイヤル 悩んだら トーク
TEL 0120-786-109

受付時間 9:00～17:00
(夜間、土日、休日は留守番電話にて対応)



《少年課》
《保安課》

春の行楽期における山岳遭難の防止 ～しっかり準備で安全登山～

春は気候が良く、各地で多数の登山客が見込まれますが、それに伴って、道迷いや滑落等の山岳遭難の発生が懸念されます。

登山等をする際は、次の点に注意し、遭難防止に努めてください。

兵庫県下の山岳遭難発生状況

○ 態様別特徴

最も多いのが「道迷い」で、無計画な登山や急なルート変更で道に迷うケース、暗くなって道が分からなくなるケースが散見されます。

事前に登山計画を立ててルートの選定・確認を行うほか、登山中の安易なルート変更はやめましょう。

また、日没時刻を考え、早めに下山しましょう。

○ 場所別特徴

例年、六甲山系及び県南部での発生が約9割を占めていますが、県北部の山でも重傷事故や死亡事故が発生しています。

また、山の高低等に関わらず遭難する可能性があり、どんな山でも一瞬の気の緩みが滑落等の事故につながりますので、十分な休憩をとりつつ慎重に行動しましょう。

登山計画を立てていますか？届出をしていますか？

○ 登山計画の策定

登山計画は、できる限り参加者全員で策定して、日程やルート、装備品等を全員に周知しておくことが大切です。

・ 日程・ルート

最も体力や経験がない人を基準にルートを選ぶほか、日程や時間に余裕のある計画を立てましょう。

・ 装備

低い山でも侮ることなく、スマートフォン（携帯電話）と予備バッテリー、ラジオ、地図、方位磁石、非常食、ライト等を必要に応じて持参し、天気や気温の変化に備えて、雨衣や防寒衣も準備しましょう。



○ 登山届の提出

登山計画を立てたら登山届を作成し、家族や職場、所属する山岳会、入山地を管轄する警察署（管轄署が不明な場合は警察本部地域企画課）に提出しましょう。

万が一、遭難してしまったときに、捜索救助の重要な手掛かりとなります。

なお、登山届に決まった様式はありませんが、次の手順で兵庫県警察のホームページからも取得できますので活用してください。

※ 手順：トップページから、「Q & A」→「許認可、警察証明、遺失・拾得、各種届出等に関する事」→「登山届を出すには？」を順にクリック

兵庫県警察本部に送付する場合

郵 送 先：〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部地域企画課

FAX番号：(078)341-5535

○ オンライン登山届受理システム「コンパス」をご存じですか？

兵庫県警察では、山岳安全対策ネットワーク協議会が運営するオンライン登山届受理システム「コンパス」に提出された登山届の情報を遭難者の捜索等に活用しています。「コンパス」を利用すれば、インターネット上で簡単便利に登山届を作成・提出することができます。

「コンパス」には兵庫県警察のホームページや次のURL等からもアクセスできますので、ご利用ください。

URL

<https://www.mt-compass.com>

二次元コード



検索ワード

登山のコンパス

検索

安全な登山に向けて

○ 万全な体調で臨みましょう

登山中に心臓等の病気で亡くられる事案が発生しています。

日頃からトレーニング等を通じて体力や登山技術を養うとともに、万全な体調で登山に臨みましょう。

体調が悪いときは登山を控えましょう。

○ 単独登山は危険です

単独登山は、トラブル発生時の対処がグループ登山に比べて困難になることが多いことから信頼できるリーダーを中心とした複数人による登山に努めましょう。

○ 「119 ばんつうほうプレート」をご存じですか？

六甲山の登山道には、神戸市消防局が位置情報等を記した「119 ばんつうほうプレート」を設置しており、通報時にプレートの番号を告げるだけで、通報者の位置が分かります。

警察は消防と連携していますので、110 番通報の際もプレートの番号を教えてください。

なお、姫路市の雪彦山や明神山等にも同様のプレートが設置されています。

○ 地図アプリ等によりGPS情報の取得ができます

携帯電話の位置情報（GPS）サービスの設定をONにした上で、Google マップ等の地図アプリにより位置情報を取得することで、より正確な位置情報を知ることができます。

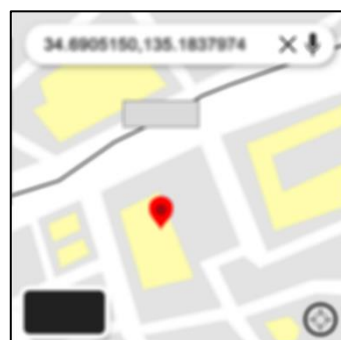
表示された緯度・経度を 110 番通報時等に伝えることにより、迅速な救助活動につながります。

○ ヘリコプターに合図してください

警察や消防では、山岳遭難者等の捜索救助活動にヘリコプターを活用しています。

捜索のヘリコプターが近くまで来れば、ヘリコプターから発見しやすいように、次のような合図を送ってください。

- ・ 周囲と比較して目立つ色の物で、大きく合図する。
- ・ 鏡やカメラのフラッシュ等でヘリコプターに光を向ける。
- ・ 樹木が密生している場所を避けて合図する。



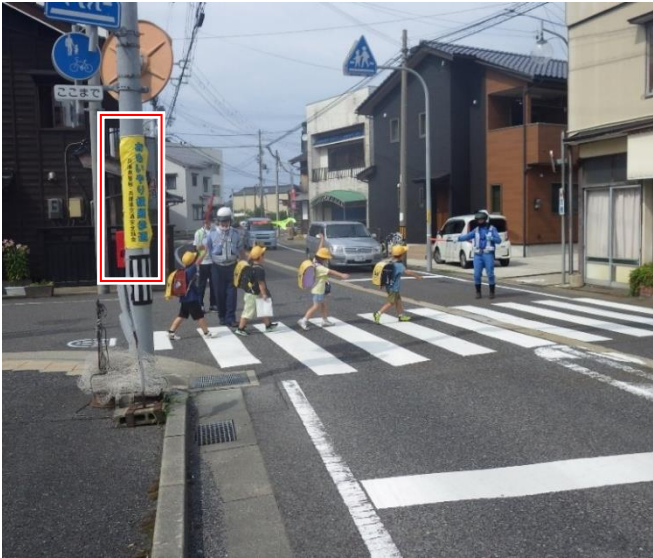
《地域企画課》

春の全国交通安全運動
 ～交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけよう！～

運動期間	令和7年4月6日(日)から4月15日(火) ○「交通安全意識を高める日」 4月6日(日) ○「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(木) ○「横断歩道おもいやりの日」 4月11日(金) ○「高齢者交通安全の日」 4月15日(火) ○「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」 4月15日(火)
運動重点	1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

おもいやり横断歩道を指定

- 「渡れない横断歩道の情報提供メールBOX」により提供された情報や、各警察署の管内の交通情勢、住民の要望等により交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下61か所（令和7年1月末現在）が指定されています。
- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。↓↓↓



明るい服装と反射材の活用

歩行者の方は早朝、薄暮、夜間等に外出する際は

明るい服装（白色、黄色等）と**反射材**を着用しましょう。



兵庫県警察

Information

夜間の服装大丈夫ですか？

服装の色別に見えやすさを比べて見ると…

ライトなし

ライト点灯

ライトなしで見えやすい色は **白色 黄色**

見えにくい色は黒色、**緑色**、**赤色**、**青色**

色で見え方が違う

ココ重要!!

「薄暮・夜間はつけたヒカリが命を守る」

人がいるの
見えますか？

反射材入っきの靴

明るい服装と反射材用品の着用!

※ドライバーはハイビームの活用をお願いします

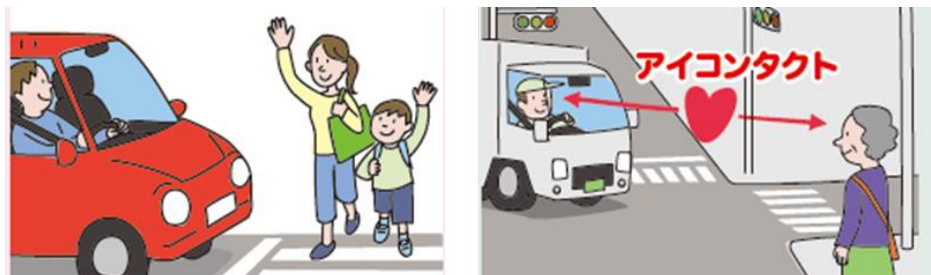
横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中！！

横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス！

● 横断歩道合図（アイズ）運動

横断歩道を渡る場合、歩行者の方は手を上げてドライバーに横断合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をしましょう！

ドライバーの方は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！



● 横断歩道手前減速運動

ダイヤモンド（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！

※歩行者がいないことが明らかでない場合も同様です。

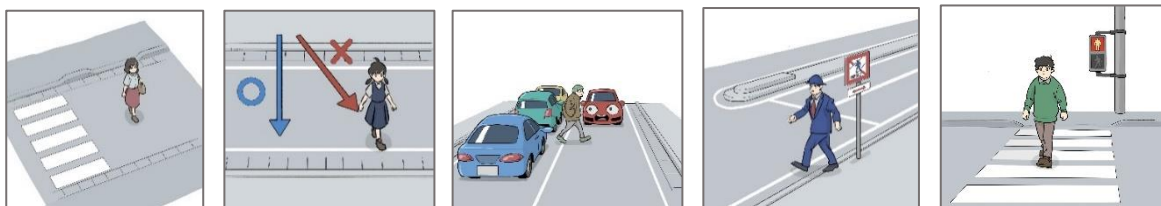


正しい横断方法できていますか？

- 1 横断歩道を横断しましょう
- 2 斜め横断はやめましょう。
- 3 車の直前直後横断はやめましょう。
- 4 横断禁止場所は渡ってはいけません。
- 5 信号は守りましょう。

歩行者にも守るべき交通ルールがあります。

正しく安全な横断をして、自分の命を守りましょう。



「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していきます。

■ 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所です。

■ 募集方法

● 兵庫県くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同ページ(電子申請システム) にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき応募する方法と、賛同書(様式1号) に必要事項を記入(入力)していただき、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口(交通総務係) への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567(固定郵便番号のため住所省略可)

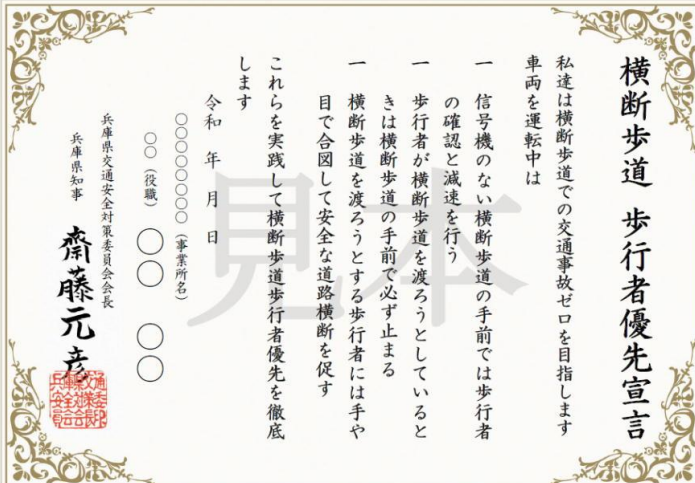
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL : 078-362-3879(直通)

FAX : 078-362-4465

MAIL : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



横断歩道 歩行者優先宣言

私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します
車両を運転中は

- 一 信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う
- 一 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる
- 一 横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名)

〇〇 (役職)

兵庫県交通安全対策委員会会長
兵庫県知事
齋藤元彦

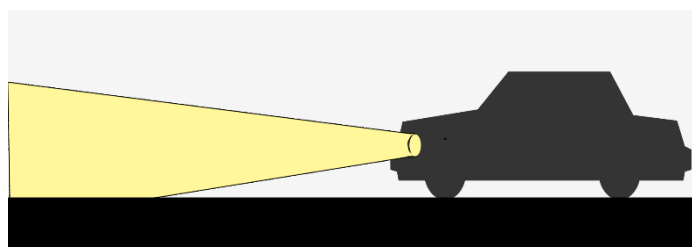
ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

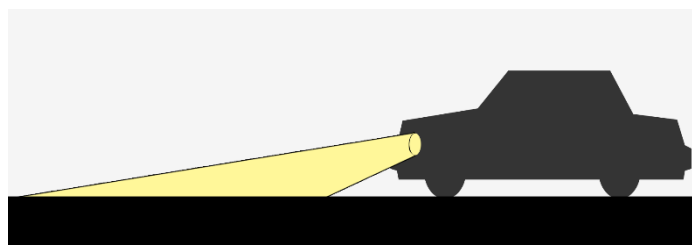
季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時
春季（3月～5月）	午後5時
夏季（6月～8月）	午後6時

■ ハイビームとロービームの違い

- ハイビーム（上向き）・・・正式名称は「走行用前照灯」
照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）・・・正式名称は「すれ違い用前照灯」
照射距離約 40 メートル



※ 注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑げんわくさせるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するか下向き（ロービーム）に切り替えましょう。

夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 夜間は視界が悪くなるとともに、スピード感覚が鈍るため、昼間より速度を落として運転

「飲酒運転追放宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

飲酒運転を許さない兵庫づくりを推進するため、酒類等を提供する事業者等が自主的に飲酒運転の根絶に向け、「飲酒運転追放宣言」を行うとともに、宣言書を店内等に掲示することにより、関係者の主体的な取組を広くアピールして、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成する。

■ 対象（県内の事業所）

飲食業、酒販業、駐車事業及び運送業など酒又は車両を取り扱う

■ 募集方法

● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「飲酒運転追放宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき応募する方法と、兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL : 078-362-3879（直通）

FAX : 078-362-4465

MAIL : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- ・ 飲酒運転情報提供メール
- ・ あおり運転情報提供メール

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

- ※ 緊急性がある場合は、110番通報をお願いします。
- ※ 自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

飲酒運転根絶

酒に酔うなら
歌に酔って

家族を
泣かせんといて

自転車・特定小型原動機付自転車も罰せられます

演歌歌手
丘みどり(姫路市出身)

	罰則	違反点	行政処分
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し
酒気帯び	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点 免許取消し
	0.15mg~ 0.25mg	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点 免許停止

※ 自転車・特定小型原動機付自転車には、違反点はありませんが、運転免許の行政処分を受ける場合があります。

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会・兵庫県警察

シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適切な使用の徹底

自分や同乗者の命を守るためにも、後部座席をはじめとする全ての座席のシートベルトの着用をお願いします。

6歳未満の子どもに対してはチャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス(肩ベルト)をしっかり締める等の適切な使用をお願いします。

また、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない場合は、6歳以上の子どもであってもチャイルドシートの着用をお願いします。

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用で大切な命を守りましょう。

お子様を車に乗せる際の注意事項について

1. ※お子様を車に乗せる際は、必ずチャイルドシートを使用しましょう

【注意!!】 シートベルトは成人用に作られています。このため、子供がチャイルドシートを使用せずシートベルトを装着した場合、衝突時に体を適切に保護できず、首等に重大な傷害が発生するおそれがあります。また、抱っこも大変危険です。



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)

※ 6歳未満の子供を乗せる場合は、チャイルドシートを使用しなければならないこととされています。チャイルドシートは、お子様の体格にあったものを選びましょう。

2. お子様はできるだけ後部座席に乗せるようにしましょう

【注意!!】 助手席では、膨張するエアバッグにより子供に被害が及ぶ場合があります。



エアバッグは、衝突時に乗員の被害を軽減する安全装置ですが、成人の体型を前提に設計されているため、体が小さい子供には、適切に機能しないことや、被害を大きくすることがあります。

助手席にチャイルドシート(※)を取り付ける場合は、助手席のシートを一番後ろに下げて前向きに取り付けてください。



※ 助手席に後ろ向きチャイルドシートを取り付けることは危険です。

3. 国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートを使用しましょう

【注意!!】 国の基準に不適合のチャイルドシートでは、衝突時に子供を守れません。

国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。



※「43」以外の番号が付されている製品も適合品です。



自転車の交通事故防止

自転車が当事者となる事故については、自転車側に一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話の使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定が整備され、令和8年5月までには信号無視等の交通違反に反則金の納付を伴う「青切符」による取締りが導入されます。

今一度、交通ルールを確認していただき安全運転をお願いします。

改正道交法 2024のポイント
～自転車の交通ルールが変わります～

1 反則金を導入
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度（反則金納付）の対象に

2 罰則の強化 2024年11月1日から詳しくは 案内
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備

3 安全確保
自動車と自転車の両方が十分に注意が払えない場合があるため、自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、**1**と**3**は公布から2年以内、**2**は2024年11月1日に施行

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転および補助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度
自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道新踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

自転車の事故防止のポイント

- 1 自転車乗用中はヘルメット着用（※令和5年4月1日より努力義務化）
- 2 夜間はライト点灯
- 3 自転車も「車の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底

ペダル付き原動機自転車は自転車ではありません！！

ペダルと原動機を備える車両であっても、スロットルが備えられているものや、駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）の基準に適合しないものは、「自転車」ではなく「一般原動機付自転車」や「自動車」です。



ペダル付原動機付自転車



☆ 道路上で運転する際に必要なルール

- 原付以上の運転免許とヘルメット着用が必要です。
- 歩道や自転車横断帯の走行はできません。
- 二段階右折、他通行帯道路の第1通行帯走行が課せられます。

電動アシスト自転車 (駆動補助機付自転車)



- 法律上、自転車(軽車両)に該当します。
- 一定の条件の下、歩道通行が可能です。
- 運転免許は不要です。
- 人の力を加えない限りモーターは作動せず、駆動力も制限されています。

☆ 購入(所有)する際に必要なルール

- ペダルがあっても原動機付自転車に該当します。
※定格出力や排気量によっては二輪(二種原付)に該当します。
- 保安基準を満たし、自賠責保険加入が必要です。
※保安基準とは、運行に必要な前照灯やブレーキ、後写鏡等を指します。
- ナンバープレートの表示も義務付けられます。
※自治体等への登録と、標識(ナンバー)の後面表示が必要です。

上記のほか、さらに注意すべき点として…

3つの走行パターン すべてが「原付」の運転に該当します！

①:ペダルを漕いで走行
原動機(モーター)OFF
の状態

ギコ
ギコ

足漕ぎやから自転車やる！

②:原動機(モーター)とペダルの併用

ギコ
ギコ

電動アシスト自転車と一緒にやる！

シューーン

③:原動機(モーター)のみで走行

これこそ原付やね！

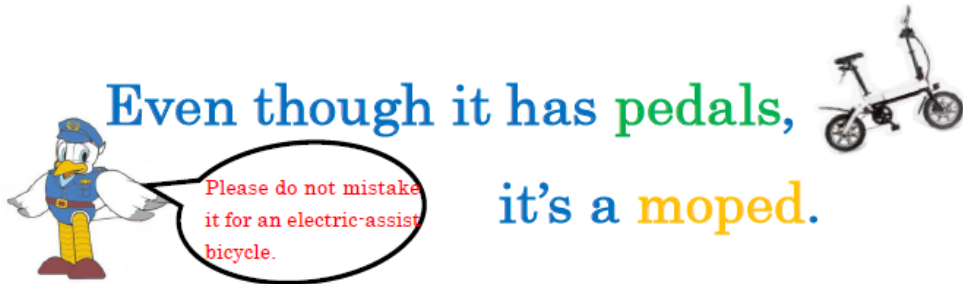
シューーン

①も
②も
自転車と
考えた
あなた！
違いますよ！

ペダル付原動機付自転車は、原動機を作動させず、人力のみや併用など、いずれの走行方法でも、原付本来の用い方に当たるため原付の「運転」に見なされます！

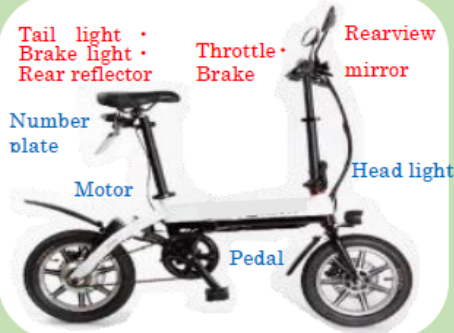
足漕ぎの場合でも、免許やヘルメット等が必要歩道も走れません！

兵庫県警察本部交通部



Please do not mistake it for an electric-assist bicycle.

Moped with pedals



Rules necessary for riding on the road

- Wearing a helmet and possessing a driving license are required when driving a moped with pedals on the road.
- Mopeds cannot ride the sidewalk in any case.
- Two-step right turns and riding in the leftmost lane on multi-lane roads are required.

Electric-assist (Bicycle with auxiliary power assistance)



- Legally, it applies to bicycle (light vehicles)
- Under certain conditions, sidewalk travel is permitted.
- A driver's license is not required.
- Without human intervention, the motor will not operate, and the level of assistance is also limited.

Rules necessary for purchasing/owing the vehicle

- Even though it has pedals, it's a moped.
- Meeting safety standards (installing a headlight, rearview mirror, tail/brake light) and joining in Compulsory Automobile Liability Insurance are also required.
- Installing a license plate is required, too.

In addition, further points to be noted are as follows:

All the above driving patterns, 1, 2 and 3 are classified as driving a moped!

① : Pedaling to travel
Motor off

It's pedal-powered, so it should be considered a bicycle!

② : Combination of motor and pedals

It should be considered the same as an electric-assist bicycle!

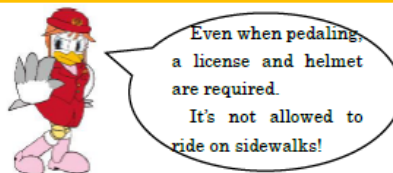
③ : Traveling with motor only

This is exactly like a moped!

You, who thought both ① and ② were bicycles! No, you were wrong!

swishing

Powered solely by human effort, by a combination of human effort and motor, or by the motor alone, all these patterns constitute the original usage of a moped, therefore, they are classified as "riding" a moped.



Traffic Department, Hyogo Prefectural Police Headquarters



装有踏板也是

轻型摩托车



不要和电动自行车弄混了。

带(脚)踏板的小型摩托车



电动助力自行车

(装有驱动补助机的自行车)



- 在法律上属于自行车(轻型车辆)。
- 在一定的条件下,可以在道路上通行。
- 不需要持有驾照。
- 只要不加力,马达不会驱动,驱动力也被限制。

购买(拥有)时需要的规定

在道路上驾驶时需要的规定

- 需要轻型摩托车以上的驾照和佩戴安全帽。
- 不管任何情况,都不可以在人行道上通行。
- 被附加两步式右转、在行车线的第一行车线(*最左侧行车线)上通行的规定。

- 装有踏板也是轻型摩托车
- 必须满足保安标准(运行上需要的前车灯、刹车、后视镜、尾灯和刹车灯等)并加入汽车损伤赔偿保险。
- 负有显示汽车号牌的义务。

除了上述以外,还要注意的事项如下:



1、2、3的行驶模式都相当于轻型摩托车的驾驶!

①: 蹬着踏板骑行
马达处于关断的状态



因为这是蹬着骑的,那就是自行车吧!

②: 原动机(马达)和脚蹬子一起使用



和电动助力自行车一样吧!

以为①和②是一样的你!
那你想错了!

③: 只用原动机(马达)骑行



这才是轻型摩托车啊!

装有脚蹬子的轻型摩托车在不启动原动机而只用人力或原动机和脚蹬子一起使用等,用任何行驶方法也属于轻型摩托车原来的用法,所以被认为轻型摩托车的“驾驶”!



蹬着踏板对司机骑行时也需要戴安全帽
不许在人行道上骑行!

兵库县警察总部交通部

Tuy nhiên có bàn đạp, đúng là xe máy.



Đừng nhầm với xe đạp trợ lực điện



Xe đạp có động cơ và bàn đạp

Đèn hậu, đèn phanh, đèn phản chiếu, tay vận ga, tay phanh, gương chiếu hậu, đèn chiếu sáng, bàn đạp, động cơ điện (mô tơ điện), biển số

xe đạp trợ lực điện (xe đạp có thiết bị trợ lực)

- Theo pháp luật, được coi là xe đạp (xe thô sơ, loại xe không sử dụng động cơ)
- Trong những điều kiện nhất định, có thể đi trên vỉa hè
- Không cần bằng lái xe máy
- Động cơ hoạt động chỉ khi có lực của con người và lực truyền động bị hạn chế

- ### Những quy định khi lái xe trên đường
- cân bằng lái xe máy 50cc (Gentsuki) hoặc bằng lái xe máy 125cc trở lên, và phải đội mũ bảo hiểm.
 - Trong trường hợp nào, không được đi trên lề đường, vỉa hè.
 - Bắt buộc phải để phải 2 giai đoạn (2 bước) và đi trên làn đường thứ 1 (bên trái nhất)

- ### Những quy định phải biết khi mua (sở hữu)
- Tuy nhiên có bàn đạp, đúng là xe máy.
 - điều kiện đầy đủ tiêu chuẩn an toàn (những bộ phận cần thiết để vận hành, như đèn trước, phanh, kính chiếu hậu, đèn hậu, đèn phanh, vv), và cần phải mua bảo hiểm bắt buộc.
 - Cũng có nghĩa vụ hiển thị biển số xe.

Ngoài những điều trên đây ra, cũng có những điểm cần lưu ý...

Chế độ chạy số 1, 2 và 3 trên đây đều tương ứng với việc lái xe máy.

① : Chạy bằng cách đạp bàn đạp
Khi tắt điện động cơ (mô tơ điện)

Tự đạp xe thì được coi là xe đạp!

② : Sử dụng động cơ (mô tơ điện) và bàn đạp cùng nhau

Giống như xe đạp trợ lực điện

③ : Chỉ chạy bằng động cơ (mô tơ điện)

Chiếc này đúng là xe máy nhỉ!

Bạn coi là cả ① lẫn ② đều là xe đạp đúng không? **Sai rồi!**

Xe đạp có động cơ và bàn đạp bị coi rằng “điều khiển lái xe máy”. Bởi vì điều khiển bằng cách nào như chưa vật điện, chỉ bằng sức người, hoặc bằng sử dụng cả hai cùng nhau đều tương ứng với việc sử dụng ban đầu của xe máy.



Cần phải bằng lái xe và đội mũ bảo hiểm khi trường hợp chạy bằng đạp xe. Không được chạy trên vỉa hè.

兵庫県警察本部交通部

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に伴う警察活動への県民の理解と協力の確保
～警備等にご理解とご協力をお願いします～

国際博覧会（万博）とは

「万博」は世界中からたくさんの人やモノが集まるイベントで、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場所で、新しい技術や商品が生まれ、生活が便利になる「きっかけ」となります。

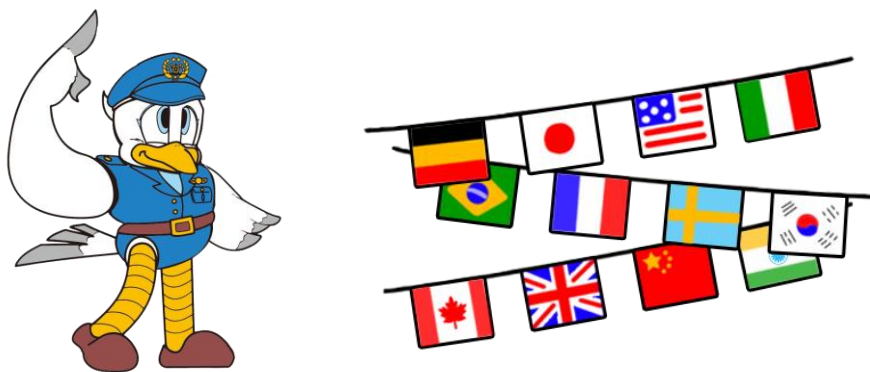
1970年に日本、そしてアジアで最初に開催された大阪万博は日本の高度経済成長をシンボライズする一大イベントとなりました。

2025年大阪・関西万博は、2005年に開催された愛・地球博に続き20年ぶりに日本で開催される国際博覧会です。

万博開催に伴うテロ対策

国際的な大規模行事などは、テロの格好の標的となるほか、開催地以外においても、人が多数集まる施設などでテロ等違法行為が発生する危険性が高くなることから、警察では各種テロ対策を行います。テロ等不法行為の未然防止には県民の皆様のご協力が必要です。

もし、不審者や不審物件を見かけた際には、警察への通報をお願いします。



《警備課》